



TSUBASA GROUP
The group searching for a dream

社会福祉法人志真会
令和2年度事業計画書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

2020/03/19

1、法人の概要

(1) 経営の主体

社会福祉法人 志真会

理事長 天笠 寛

(2) 所在地等

所在地 千葉県君津市貞元510番地 (〒299-1133)

電話番号 0439 (55) 2222

FAX番号 0439 (55) 2223

URL:<https://tsubasa-shishinkai.com>

(3) 設立

平成22年7月8日

(4) 法人事業

(第1種社会福祉事業)

| 事業種別 | 施設(事業)名 | 定員 | 事業開始日 |
|---------------|--------------|----|-----------|
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームつばさ | 29 | 平成23年6月1日 |
| 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム夢の郷 | 80 | 平成26年5月1日 |

(第2種社会福祉事業)

| 事業種別 | 施設(事業)名 | 定員 | 事業開始日 |
|------------------|-----------------|----|------------|
| 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護つばさ | 10 | 平成23年6月1日 |
| 訪問介護 | 訪問介護ステーションつばさ | | 平成24年11月1日 |
| 夜間対応型訪問介護 | 夜間対応型訪問介護事業所つばさ | | 平成23年6月1日 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 24時間訪問介護事業所つばさ | | 平成24年4月1日 |
| 短期入生活介護 | 短期入所生活介護夢の郷 | 20 | 平成26年5月1日 |
| 通所介護 | デイサービスセンター夢の郷 | 30 | 平成26年6月1日 |
| 放課後児童健全育成事業 | 夢の郷児童クラブ | 90 | 平成28年4月1日 |

(公益事業)

| 事業種別 | 施設(事業)名 | 定員 | 事業開始日 |
|---------------------------|--------------------------|----|------------|
| 訪問看護 | つばさ訪問看護ステーション | | 平成27年4月1日 |
| 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所夢の郷 | | 平成26年6月1日 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | サービス付き高齢者向け住宅 あいあいハイム | 26 | 平成30年10月1日 |
| 社会福祉の推進に資する人材の育成・確保に関する事業 | 介護職種外国人技能実習生 | | 令和元年6月22日 |

(5) 法人理念・行動指針

(法人理念)

保健・医療・福祉の連携を取りながら、高齢者の方々が住み慣れた家、または住み慣れた地域において、安心して暮らし続けることができる街づくりに貢献いたします。

(行動指針)

- ・生きがいと安らぎの持てる生活の場を提供します。
- ・職場は常に笑顔と心づかいを大切にします。
- ・利用者様やご家族、さらに地域からも信頼される施設を目指します。

2、社会福祉法人志真会の運営方針

当法人の経営は、基本理念を踏まえ、中長期計画にのっとり社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を、确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性を確保し、地域福祉の向上と増進に努めます。

(1) 法人理念の実現

基本理念にあります、安心して暮らし続けることができる街づくりを実現するためには、利用者の方々に対する質の高いサービスを提供し続けることであり、利用者中心に考え、行動する経営に努めます。

(2) 行動指針の実践

- ①利用者の方々に対する質の高いサービスを提供するためには、サービスを担う職員が最も重要な法人経営の資源であるとの考えから、職員育成に努めます。
- ②漠然と施設経営を行うのではなく、常に、職員一人一人の「気づき」を生かし、開かれた施設経営の実践に取り組み続けます。
- ③施設を経営することに伴う人的・施設的な機能を最大限活用し、その機能を発展させていくとともに、地域課題を地域の人々と共に解決すべく、施設を拠点とした取り組みを進めていきます。

3、経営計画

(1) 収支と財務管理

現在、社会福祉法人志真会では「特別養護老人ホーム夢の郷」、「特別養護老人ホームつばさ」、「サービス付き高齢者向け住宅あいあいハイム」の3か所の拠点において多様な事業を展開しております。

これらの事業を運営する上で、人材の確保が必要なことから、紹介業者等からの職員採用など、その人件費が資金収支にマイナスとなっています。

支出面では、「特別養護老人ホームつばさ」が開設より間もなく10年を迎えることから経年経過による設備の更新、建物の中規模修繕等の予算執行が見込まれることや、災害時の備えとして非常用発電機の整備事業を計画しております。

また、先行きの不透明な「新型コロナウイルス感染症」による感染予防対策のための出費等も予測ができていないのが現状です。

このような厳しい状況の中ではありますが、収支バランスを適切に見定め財務管理を行っていきます。

対策の重点課題を経費節減と時間外勤務手当等の支出となる時間外労働の改善と考えま

す。

経費節減として、電気水道光熱費の節約、消耗品のムダを無くす等の取り組みを職員一丸となって取り組みます。

令和元年度からの「働き方改革」により、令和元年度は有給5日以上取得を職員に周知徹底しているところですが、令和2年度よりは時間外労働の制限が加わります。

社会福祉法人志真会では、この機会を活用し時間外労働の抜本的な見直しを行い、無駄な時間外労働手当の削減に努め、高まる人件費比率の上昇を抑えることにより支出バランスを図ります。

(2) 職員の意識改革の推進

変革と創造の時代にあつて、これまでの制度や慣行に安住することなく、不断に自己改革を図り職員一人一人が経営感覚をもって業務を遂行できるよう、業務内容の点検、ムダをなくすための業務改革運動、チャレンジ精神を高めるための提案制度の創設、改革の思いを職員全員が共有するための取り組みなど、できるだけ身近なところで職場の活性化に向けた意識改革を推進します。

(3) 人材の育成・活用

社会福祉法人志真会の法人理念・行動指針を実現するためには、当法人の職員一人一人が、君津市の福祉をけん引していく意識が必要であり、職員の意欲と能力を最大限引き出し、資質をより一層高めるため多様な手段で効率的かつ総合的に人材を育成します。

また、新規採用職員には早く仕事になじめるよう丁寧な指導を行うと共に、介護職員初任者研修により基礎的知識と技術の習得を図ります。

組織の活性化や職員の士気の高揚を図るため、これまでの人事管理にとらわれない横断的な人事配置や年功序列的な考えにとらわれず、適材適所の原則に立ち、意欲的で創造力に富む人材登用に努めるほか、これまで以上に職員の能力や適性を把握し、適切な人事管理を推進します。

4、事業計画

(1) 地域における公益的な取り組みの推進

改正社会福祉法第24条第2項にいわゆる「地域における公益的な取組」についてその責務が明確化され、社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

社会福祉法人志真会では、地域において、少子高齢化や人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスの充実を図ってまいります。

イ 福祉避難所

君津市と社会福祉法人志真会は「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、市内において災害が発生した場合または発生する恐れがある場合に、一般避難所での生活において特別な配慮を要する方及びその介助者（家族等）を受け入れるための福祉避難所として、特別養護老人ホーム夢の郷、特別養護老人ホームつばさが指定されました。

令和元年度においては、台風15号及び19号並びに大雨による災害時に、台風15号に際しては、特別養護老人ホーム夢の郷において入浴場を市民に開放、台風19号に際しては、特別養護老人ホームつばさにおいて福祉避難所を開設、特別養護老人ホーム夢の郷において一般市民の避難の受け入れを行いました。

これらの経験を生かして、災害時における地域住民の安心できる拠り所としての機能充実を図ってまいります。

ロ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動

社会福祉法人志真会は千葉県認知症コーディネーター登録機関として、市民が運営

する「認知症カフェすなみほっとサロン」に千葉県認知症コーディネーター（※）を派遣し、運営協力及び助言等の支援を実施しています。

令和元年度におきまして、活動拠点である君津市周南公民館が認知症カフェの運営・活動が評価され全国の公民館の中から優秀公民館表彰を受賞しました。

今後も、このようなサロン活動等を通して市民の相談を通じて地域の福祉ニーズ等の把握を行い、社会福祉法人として地域での事業展開の在り方等の検討を行い、ニーズに応えるよう努めてまいります。

（※）認知症の人と家族に対して、症状の進行に応じて適切な支援を継続的に行うために複数の専門職が協働しながら支援する必要性から千葉県では専門職への助言、関係機関の調整等を行う「千葉県認知症コーディネーター」を養成し地域での活動を推進しています。

ハ 既存事業の利用料の減額・免除

社会福祉法人志真会では、利用者及び入居希望者への社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の周知に努め、低所得者の負担軽減の取り組みを実施しており、令和元年度では、特別養護老人ホーム夢の郷及び特別養護老人ホームつばさにおいて、利用料の減額・免除の利用実績がありました。

今後も低所得者の方々への支援として期待されることから、制度について職員への周知及び居宅介護支援事業所等への周知を図り、福祉ニーズに応じていきます。

二 地域の要支援者に対する相談支援

事業所に社会福祉士などの専門職を配置し、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやインフォーマルなサービスなど多様な社会資源を適切に利用することができるよう支援することを目的に総合相談窓口を設置し成年後見制度の活用や年金制度等の多岐にわたる相談援助を実施しています。

ホ 地域の要支援者に対する移動等の生活支援

社会福祉法人志真会では、法人所有の車輛を活用し地域住民等が集う敬老会や福祉大会等に際して移動が困難な高齢者等に対して、無償で送迎を実施しています。

ヘ 地域の関係者とのネットワークづくり

君津市が取り組んでいる「文化のまちづくり市税1%支援事業」で活動を行っている「街角コンサート」に活動場所として夢の郷デイサービス「柔道場」及び音響機材等を無償で提供し、地域活動の協力、支援を通じて地域の関係者とのネットワーク構築を図りながら、コミュニティづくりの取り組みを実施しています。

（2）人材の育成

介護業界では慢性的な人材不足から脱却できず、人材不足から生じる業務負担の増大による負の連鎖として離職と更なる人材不足を招いていることは平成31年度事業計画でお示したところですが、社会福祉法人志真会においては「介護職種外国人技能実習生」の受け入れ、新採用職員の強化等により人材確保に努めてまいりました。

しかし、人材の定着にも目を向ける必要があり、人材育成は重点項目であり具体的な取り組みを必要としています。

引き続き人材育成を図り、職員個々の能力を客観的に把握し向上させることにより、法人の人的サービス力の向上を図ります。

①人材育成のための研修機能の強化・推進

・内部研修

法人全体で研修体系を構築し効果的な研修を実施し、基礎的知識の習得を図ります。

| | | |
|--------|---------------|------|
| 新採用時研修 | 採用時から6ヶ月以内に実施 | 年1回 |
| 継続研修 | 全職員を対象に毎月実施 | 年12回 |
| 法令研修 | 研修計画により実施 | |

| 月 | 研修内容 | 講師（担当） |
|-----|----------------|--------|
| 4月 | 身体拘束廃止研修 | 介護職員 |
| 5月 | 感染症予防（食中毒） | 管理栄養士 |
| 6月 | 虐待防止研修 | 生活相談員 |
| 8月 | 事故防止研修 | 介護職員 |
| 9月 | 身体拘束廃止研修 | 介護職員 |
| 11月 | 感染症予防（予防と蔓延防止） | 看護職員 |
| 2月 | 事故防止研修 | 介護職員 |
| 3月 | 虐待防止（権利擁護）研修 | 施設長 |

・外部研修

職能団体、高齢者福祉施設協会等の実施する研修会に積極的に参加し、受講後は伝達講習等により情報を共有し全体のスキルアップを図ります。

②将来の目標が持てる環境づくり

- ・キャリアデザインの構築支援を積極的に行い、職員が自分の将来に希望が持てる環境づくりを行っていきます。
- ・キャリアデザインの達成のため、資格取得、研修会等の受講によるスキルアップを積極的に支援します。

③法人運営を担う人材育成

- ・現在の福祉業界での人材の空洞化は社会福祉法人志真会においても同様で、法人運営を担う次世代の人材の確保は重要課題です。
幹部職員育成体制を構築し、将来の事業所管理者等の責任者候補、施設長等の幹部候補の育成・教育を積極的に行います。

④サービスの質の向上

- ・令和元年度においてアセッサー資格者4名が誕生しました。
これにより介護職の技能評価の体制が整いましたので、計画的に職員の評価を実施し能力向上を目指します。
- ・人事評価の適正な実施に向けて令和2年度において人事評価の在り方について見直しを行い、職員が個々の能力を客観的に把握し、自らの能力向上を目指すことにより法人全体のサービス向上を図ります。

(3) 人材採用計画

介護業界全般に人材確保は困難な状況は引き続き大きな変化はありません。

このような情勢の中、社会福祉法人志真会では君津市内では先駆けて介護職種外国人技能実習生の採用を行い令和元年度においては、合計8名の実習生がベトナムから来日し、現在、それぞれの事業所に配属されています。

令和2年度も引き続き計画的に介護職種外国人技能実習生の受け入れを行い、介護職種外国人技能実習生を起爆剤として更なる人材の確保に努めていきます。

(4) 人材確保・離職対策

前述の人材育成での人事考課制度、キャリアパス制度等で職員自身の能力及び成果に応じて「評価の透明性」を図り、職員のやりがいにつなげると共に福利厚生に関する規程等の制定により職員の職場に対する満足度の向上を図り、人材の確保・離職防止を推進します。

①メンタルヘルス

衛生委員会における産業医による面接等の機会を通して心身面での悩み・相談事を気軽に打ち明けられる場を積極的に提供し、産業医のアドバイスを得ながらメンタルヘルスを実施していきます。

また、職員会議等を活用し、だれもが話しやすい、意見を出せるコミュニケーションの場を増やし職員間の関係性が深められるよう努めます。

②ICTの活用

平成30年度より進めてまいりましたICT化について、介護記録のパソコン（タブレット）による管理に移行しました。

今後は更に既存のソフトの見直しも行い、より業務負担の軽減と情報の一元管理を図ります。

③福利厚生の実質化

現在、就業規則等の見直しを行い、介護休業、育児休業など制定、福利厚生に関する規程の見直しを行いました。

職員の職場に対する満足度の向上は人材の定着・離職の防止の上でも充実化を図る必要があります。

今後さらに見直しを複数年度にわたり計画的に見直しを図ります。

(5) 施設整備

①災害時における非常用発電設備の整備

令和元年9月の台風15号における自然災害では当法人にも甚大な被害が及びました。東電の高電圧鉄塔等の倒壊による停電、及び特別養護老人ホーム夢の郷附近における電柱の倒壊は、特別養護老人ホーム2ヶ所で長期的な停電となりました。

併せて断水により入居者の生活全般に支障をきたす事態となったことは当法人の災害対策を根本的に見直す必要性を痛感いたしました。

災害対策を見直すうえで、災害に備えた非常用発電設備の整備が急務であります。

このことから令和2年度上半期に特別養護老人ホーム夢の郷に非常用発電設備の整備を国等の補助金制度活用し進めてまいります。

また、令和2年度下半期には特別養護老人ホームつばさにおいても同様に非常用発電設備の整備を進めてまいります。

②認可外保育施設の新規開設

令和元年度末をもって株式会社オールプロジェクトが運営するつばさ保育園の事業を終了に伴い、既存の建物等を活用し社会福祉法人志真会において認可外保育所「つばさ保育園」の指定申請を行い、新規事業として認可外保育所の運営を行います。

認可後は介護事業所内保育施設として社会福祉法人志真会5名、株式会社オールプロジェクト5名の計10名の定員で運営を計画しております。

職員の子供を預かることにより働きやすい環境が提供でき、人材の確保・定着につながる事業であります。

③既存施設の改修及び整備

特別養護老人ホームつばさが開設より間もなく10年を迎えます。

経年経過による設備の更新、建物の中規模修繕等が必要な時期となりますので、令和2年度は設備の更新、建物の中規模修繕等の必要な項目の調査を実施いたします。

調査の結果を踏まえ、設備更新計画、修繕計画を立案し、予算額を算定の上で中規模修繕計画を立案します。

5、防災計画

令和元年における台風15号等の自然災害については、先に述べた通り我々がいまだかつて経験をしたことがない災害を体験いたしました。

この経験を通して災害に備えた対策を早急に見直し、地球温暖化による自然災害の猛威に

備えなければならないと考えます。

また、令和2年1月頃から広がりを見せ始めた「新型コロナウイルス感染症」は令和2年3月においては世界規模で拡大し、その終息は現時点では不明です。

社会福祉法人志真会では「新型コロナウイルス感染症」に限らず「インフルエンザ」等の感染症も入居者及び利用者、さらには職員の健康・生命を脅かすものであり自然災害の一つではないかと考えます。

令和2年度より、これらを踏まえ災害に備えた対策を講じてまいります。

(1) 災害の備え

①災害発生時の対応策の確立

- ・5キロ圏内・10キロ圏内の職員状況の把握を行い、事業継続に必要な職員の確保
- ・初動対応職員の確保
- ・通信手段喪失時の連絡体制の確保
- ・応援要請方法の確立
- ・緊急時の移動手段の確立

②停電・断水時時の対応策の確立

- ・非常用発電設備の整備
- ・ポータブル発電機の備蓄及び運用手順の確立
- ・非常用発電機及びポータブル発電機の燃料の備蓄、供給先の確保
- ・ランタン、懐中電灯、ヘッドライト等の照明器具及び電池類の備蓄
- ・受水槽等のポンプ稼働のための電源確保
- ・給水用ポリタンクの備蓄

③食料・飲料水等の備蓄

- ・食料及び飲料水の3日分の備蓄
- ・備蓄品の期限管理

(2) 福祉避難所の運用

①福祉避難所運営の確立

- ・避難所開設時の役割分担の明確化
- ・福祉避難所運営訓練の実施
- ・福祉避難所運管用災害物資の確保、備蓄

(3) 防災訓練の実施

災害発生時には職員全員が重要な役割を担っていることを周知するとともに、災害時における職員個々の動きを平時に確認することで、災害発生には混乱なく対応出来るよう計画的に災害訓練を実施していきます。

| 訓練内容 | 実施時期 | 実施拠点 |
|---------|----------|--------------|
| 火災を想定 | 令和2年6月頃 | 特養2ヶ所、サ高住1ヶ所 |
| 自然災害を想定 | 令和2年9月頃 | 特養2ヶ所 |
| 夜間を想定 | 令和2年12月頃 | 特養2ヶ所、サ高住1ヶ所 |

(4) 地域等と協力体制の確保

災害時に地域住民を対象に入浴設備の開放、食事の炊き出し、自主避難場所としての受け入れ等により地域等（地域住民・地域企業）との連携の構築を進めて社会福祉法人志真会と地域が補完し合い共存できる体制づくりを進めていきます。

(5) 感染症対策

インフルエンザをはじめ感染症の施設内まん延は入居者及び利用者の生命を脅かし、更に事業継続に支障を及ぼしかねません。

平素より感染予防を徹底するのはもちろん、感染症のまん延に備えた対策と感染症対策の実地研修が不可欠です。

また、「新型コロナウイルス感染症」のように社会活動・経済活動にも影響が及んだ場合の感染症対策物品の入手困難が予測されることから、衛生物品などの備蓄も必要です。

令和2年度は対策、備品備蓄等の計画を立案し段階的に実施してまいります。

①感染症対策の整備

- ・マニュアルを見直し

3ヶ所の施設はそれぞれの特徴があり、一律のマニュアルでは感染症対策に不備や対応困難な場面がありますので、施設の特徴などに対応したマニュアルの整備を行います。

- ・感染症教育

職員研修等を活用し、感染症の理解を進め、その際の対応策が実践できる教育を行います。

②衛生物品の備蓄

- ・マスク、手指消毒液等の消毒液類、使い捨て手袋、使い捨てエプロン、体温計
手指消毒評価器具等の備品の備蓄計画及び備品確保

③感染症発生時の対応の確立

- ・発生時の連絡・報告・指示等の指揮命令系統の確立
- ・発生時の初動対応の確立
- ・まん延時の対応策の確立
- ・協力医療機関との調整
- ・職員の感染による、人員不足時の対策の確立及び事業所の休止時の対策の確立

6、収入計画

介護事業は稼働率と加算の算定により収入に大きな影響を及ぼします。

社会福祉法人志真会ではこれらの加算の算定とともに、現行事業の体制等の見直しにより安定した収入の確保を図ります。（※予算書等は別紙参照）

(1) 拠点となる事業所の加算の算定状況

| 加算項目 | 特別養護老人ホーム夢の郷 | 特別養護老人ホームつばさ |
|-----------------|--------------|--------------|
| 日常生活継続支援加算 | | 有 |
| サービス提供体制強化加算III | 有 | |
| 夜勤職員配置加算 | 有 | 有 |
| 看護体制加算I | 有 | 有 |
| 看護体制加算II | 有 | 有 |
| 栄養マネジメント加算 | 有 | 有 |
| 口腔衛生管理体制加算 | 有 | 有 |
| 介護職員処遇改善加算I | 有 | 有 |
| 初期加算 | 有 | 有 |
| 外泊時費用 | 有 | 有 |
| 低栄養リスク改善加算 | 予定（6月） | 予定（4月） |
| 褥瘡マネジメント加算 | 予定（6月） | 予定（4月） |
| 療養食加算 | 予定（6月） | 予定（4月） |
| 口腔衛生管理加算 | 予定（6月） | 予定（4月） |

(2) 現行事業の体制等の見直し

| 事業所名 | 加算名称 | 開始予定 |
|---------------|-------------------|---------|
| 居宅介護支援事業夢の郷 | 特定事業所 (Ⅲ) | 令和2年4月 |
| デイサービスセンター夢の郷 | 共生型事業所指定 | 令和2年9月 |
| デイサービスセンター夢の郷 | サービス提供強化加算 (Ⅰ) ※1 | 令和2年10月 |
| 訪問介護ステーションつばさ | 特定事業所 | 令和2年5月 |
| 共用型認知症対応型通所介護 | サービス提供強化加算 (Ⅰ) ※2 | 令和2年5月 |

※1. サービス提供強化加算 (Ⅲ) からの変更

※2. サービス提供強化加算 (Ⅲ) からの変更

7、令和2年度評議員会及び理事会の開催日程について

(1) 評議員会日程

| 開催回 | 開催予定日 | 主な議事 |
|---------|---------|-------------|
| 第1回評議員会 | 令和2年6月 | 事業報告・決算報告 |
| 第2回評議員会 | 令和2年12月 | 補正予算・事業進捗状況 |
| 第3回評議員会 | 令和3年3月 | 事業計画案・収支予算案 |

(2) 理事会日程

| 開催回 | 開催予定日 | 主な議事 |
|--------|---------|-------------|
| 第1回理事会 | 令和2年6月 | 事業報告・決算報告 |
| 第2回理事会 | 令和2年9月 | 事業進捗状況 |
| 第3回理事会 | 令和2年12月 | 補正予算・事業進捗状況 |
| 第4回理事会 | 令和3年3月 | 事業計画案・収支予算案 |

(3) 評議員選任・解任委員会日程

| 開催回 | 開催予定日 | 主な議事 |
|----------------|--------|----------|
| 第1回評議員選任・解任委員会 | 令和3年3月 | 評議員選任・解任 |